

学位論文審査の要旨

| | | 要 旨 |
|-----------|---|--|
| 学位申請者 | 越後 純子 【人間発達科学専攻 平成21年度生】 | <p>本研究は、女性の徳行の話を列伝形式で記した女子用修身書の一つである『婦女鑑』（1887年、宮内省蔵版）について、多面的に考察を行い、歴史的に位置付けることを目的としたものである。同書は明治天皇の皇后の内意を受け、宮内省文学御用掛の西村茂樹が編纂に当たり、華族女学校の教科書に充てる目的も持っていたという特徴を有する書物である。</p> <p>第Ⅰ部では、儒教主義の編纂姿勢が窺われる『幼学綱要』の補遺として『婦女鑑』が成立したが、西村が前任者に代わりその編纂を命じられたのは、宮内卿伊藤博文の下で各種改革、華族女学校の設立準備が行われた時期であったこと、和漢洋にわたる多様な出典構成と、様々な徳目の例話や特徴的な例話群の採用が『婦女鑑』の特質につながったことが明らかにされた。</p> <p>第Ⅱ部では、『婦女鑑』が儒教的女性観と良妻賢母思想の中間的位置にあり、その特質は『婦女鑑』以前・以後の修身教科書とも異なる傾向を有していること、西村の思想の影響と同時に、華族制度改革期に開校準備が進められた創立期の華族女学校向けに作成されたこと、結果として『婦女鑑』が列伝形式女子用修身書史上では総合性を帯びたものとなったこと、『婦女鑑』は限られた範囲に下賜された一方で早い段階から発売許可され印刷部数が増加した時期も見られ、大正・昭和期には、『幼学綱要』と対をなす販売等、成立事情の一面のみが注目されて使用される展開をたどったことが明らかにされた。</p> <p>第1回審査委員会では、基本的に学位論文の水準に達しているとしつつ、『婦女鑑』が『幼学綱要』よりも早く流通可能とされた事情や保守派との関係を説明すべきではないか、例話の採録にあたり力点の移動などの作為がなかったかどうかの確認が必要ではないか、編纂の経緯の解明にあたりもっと一次史料を活用すべきではないか、西村茂樹は啓蒙主義的でありつつ各国が歴史的特殊性をもつとの歴史認識ももっていたとの真辺将之の指摘をふまえてほしい、華族制度改革の一環で『婦女鑑』をもっと大きく位置づけたらよい、良妻賢母でないというだけではインパクトが弱くこの論文全体で何を明らかにしたのかが明瞭でない、といった指摘を受けた。第2回審査委員会では、構成を一部変更し、新たな史料を用いるなどしたことで、これらの指摘に概ね対処されたことが確認された。</p> <p>3月2日に行われた公开发表においては、的確なプレゼンテーションが行われ、質疑にも対して明快な応答がなされた。以上の結果から、本論文が博士（社会科学）、Ph.D. in History of Education にふさわしいと判断し、合格とした。</p> |
| 論文題目 | 『婦女鑑』の研究 | |
| 審査委員 | (主査) 教授 米田 俊彦 | |
| | 教授 池田 全之 | |
| | 准教授 富士原 紀絵 | |
| | 教授 小風 秀雅 | |
| | 教授 小玉 亮子 | |
| インターネット公表 | <p>○ 学位論文の全文公表の可否（可・否）</p> <p>○ 「否」の場合の理由</p> <p style="margin-left: 20px;">ア. 当該論文に立体形状による表現を含む</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 著作権や個人情報に係る制約がある</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ. 出版刊行されている、もしくは予定されている</p> <p style="margin-left: 20px;">エ. 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている</p> <p style="margin-left: 20px;">オ. 特許の申請がある、もしくは予定されている</p> <p>※ 本学学位規則第24条第4項に基づく学位論文全文のインターネット公表について</p> | |